

## 随意契約および比較見積省略理由書

工事名称 : 一級河川 木津川外 木津川水門外 I T V 設備更新工事

木津川水門及び尻無川水門は、高潮及び津波発生時に閉鎖、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設であり、高潮時等に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は、木津川水門及び尻無川水門の運転するときに船の航行等を監視するための I T V 設備の経年劣化したカメラやモニタ等の機器の交換を実施するものである。

I T V 設備はカメラを制御装置により操作し、モニタで監視する設備であるが、この制御装置には当初設置した業者が独自に開発した技術等を採用し、木津川水門、尻無川水門の機能・構造に合わせた固有の設計が行われており、また、これらの情報技術が設置者の技術財産として公開されてもいない。

したがって、本工事は、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等、当初設置した業者でしか実施できない内容である。

以上のことから、本業務を実施できるのは当該機器の設計、製作、据付を行った株式会社日立製作所関西支社以外にいないことから、大阪府財務規則第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により比較見積書の徴取を省略し、同社より徴する見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と随意契約を締結するものとする。